

府職労公式LINEアカウント

お友達追加してね



# 府職の友

FUSYOKU NO TOMO

2094号 2019年9月18日

発行所／大阪府関係職員労働組合  
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59  
電話 06(6941)0351・内線3740  
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541  
Eメール info@fusyokuro.gr.jp  
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp  
発行人／有田 洋明 編集人／小松 康則  
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

非常勤職員の皆さんへ

## 「非常勤職員制度改正」のお知らせ

来年4月1日から制度改正されます

来年4月1日より、地方公務員法及び地方自治法改正に伴い、大阪府で任用される一般職非常勤職員は「パートタイム会計年度任用職員制度」に移行されます。府職労は、非常勤職員が大阪府の仕事を担う組織の一員として、意欲をもって業務に従事できるよう賃金引上げや諸手当の支給、休暇制度の充実など勤務労働条件の確保に努め、いっそうの待遇改善を求めます。

項目	主な変更内容(令和2年4月1日から)
任用	非常勤作業員について、公募による選考に合格した場合は、任用の日から起算して3年を超えた場合でも、同一所属の職に再度任用されることが可能となります
条件付採用	任用の都度、原則1月間は条件付採用となります
期末手当の支給	期末手当支給制度が創設されます
営利企業への従事等の制限	営利企業への従事等の制限の対象外となります(許可が不要となります)
人事評価	すべての一般職非常勤職員が人事評価の対象となります
休暇	私傷病による病欠休暇を除く特別休暇について、以下の付与条件を廃止します

大阪の最低賃金

引上げ(936円⇒964円)で

## 非常勤職員の単価改定へ

非常勤職員の単価を最賃並みではなく、生活改善につながる大幅引き上げを

9月4日、府当局は最低賃金法による大阪府最低賃金の改正に伴い、10月1日より大阪府最低賃金(時給964円)を下回っている事務補助員・電話交換手・施設管理員の単価を引き上げる提案をしました。引き続き、秋季年末交渉に向けて、非常勤職員の生活改善につながる賃金引上げなど待遇改善を求めてとりくみを強化します。

9月12日、府職労は府当局に対し、「マイナンバーカードの一齐取得の推進及び申請・取得状況の把握」に抗議し、カード取得を強制しないよう求める申し入れを行いました。

マイナンバーカード強制するな!

情報漏えいの危険性やプライバシー侵害の恐れ

2019年9月12日

大阪府知事  
吉村 洋文 様

大阪府職員労働組合  
執行委員長 有田 洋明

情報漏えいの危険性やプライバシー侵害の恐れがある「マイナンバーカードの一齐取得の推進及び申請・取得状況の把握」に抗議し、カード取得の強制しないことを求める申し入れ

7月18日、府当局は「所属職員等におけるマイナンバーカードの一齐取得の推進及び申請・取得状況の把握について(依頼)」を通知しました。これは、総務省が「地方公務員等のマイナンバーカードの一齐取得の推進について(依頼)」を自治体と地方共済組合に通知したことに伴うもので、職員やその被扶養者を対象に、令和3年3月から実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、「パソコン、スマートフォンを利用したオンライン申請によるカード取得を勧奨」し、また「非常勤職員らへも勧奨」「今年度中4回にわたり、一人ひとりの職員の申請・取得状況を調査する」というものです。

マイナンバーカードの取得は義務化されておらず、取得するか否かは個人の自由が尊重されなければなりません。しかし、所属長を通じて勧奨することにより「強制力」を生じさせかねません。また、カード申請・取得の調査は、内心の自由を侵害するものであり、私的領域への重大な人権侵害と言わざるを得ません。

マイナンバー制度は、国民の個人情報情報を国が集中管理し、国民監視を強めることが目的であり、プライバシー流出の危険性などの問題点も多く指摘されています。さらに、行政サービスや社会保障分野の産業課(ビジネス化)が進められ、地方自治体が担う住民サービスの縮小にもつながります。

府職労は、情報漏えいの危険性やプライバシー侵害の恐れがあるマイナンバーカード制度は問題であり、「所属職員等におけるマイナンバーカードの一齐取得の推進及び申請・取得状況の把握について(依頼)」に対して抗議するとともに、カード取得の強要を行わず、個人の選択として「任意」であることを周知するよう強く求めます。

## 災害時の公共交通機関途絶時

## 他の職員送迎にかかるマイカー利用を可能に

「職員の自家用自動車による公務旅費に関する要領」改正



9月5日より「職員の自家用自動車による公務旅行に関する要領」が改正されました。この改正によって、災害等による公共交通機関途絶時に、所属長が職員を確保しなければ公務に支障が生じる

①あらかじめ、所属長が自家用自動車による他の職員の送迎を認めたもの  
②要領の第3の2(下肢等障がいを除く)の規定に基づき承認を受けたもの  
③災害等による交通事情も考慮の上で、安全に自家用自動車の運転を行えることが確認できたもの  
府職労は、公共交通機関途絶時に通常の通勤以外の迂回ルートで出勤した場合であっても、自己負担が生じないよう支給できるように見直すとともに、災害時に安心・安全に職場へ出勤できるよう勤務労働条件の改善を求めます。

## 遊歩道

前回紹介された「天上の葦」を読みました。圧巻でした。過去の事実に基づいた現代サスペンスで、歴史に全く興味の無い者でも、すんなりと読める作品でした。その本のテーマ「検閲」ということでは、先日、愛知県の「表現の自由」展が中止になりました。慰安婦を表現した少女像や憲法9条をテーマにした俳句など、各地の美術館から撤去されるなどした作品を展示していました。「表現の自由について議論したい」という狙いは、どうして理解されなかつたのでしょうか。最近では、「戦争反対」と口にしただけで、周りが引いてしまうのを感じます。自分が幼い頃は、もっとみんなが普通に、「戦争はいけない」と言っていたのに。大量の情報によって、感情が煽られる情の時代。「戦争の母胎となるのは、理性ではなくして、実に大衆の興奮なのである」煽られてはいけません。戦争は最悪だということこそ、みんなの心に染み込ませていきましょう。「おかえり」と言ってくれる人がいる。ごろんと寝ころぶ家がある。庭に木が生えている。いつもと変わらない景色がある。そんな幸せをみんなと一緒に守っていきたくです。(ウ)